大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

大和市長　古谷田　　力

大和市規則第５３号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和４４年大和市規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第２７条の３の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第２８条の６を次のように改める。

（支給日等）

第２８条の６　条例第１４条第６項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 職員に新たに条例第１４条第１項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する給料の支給日以後となる場合

(2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（次条第２項第２号又は第３号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

２　条例第１４条第６項の規則で定める日は、給料の支給日とする。

３　条例第１４条第６項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第２５条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

４　支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において職員が離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が週休日及び休日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い週休日等でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した場合は、当該通勤手当を当該職員が離職をし、又は死亡した日以後速やかに支給する。

第２９条の見出し中「終期」の次に「等」を加え、同条第１項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第２項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（この日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第２５条の規定による届出が、当該事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合　市長が定める月

イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第２９条に次の１項を加える。

３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、別に定める。

第２９条の２第１項中「係る」の次に「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係る」を加え、同項第３号中「であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなる場合」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第２９条の４第２項において「派遣等となった場合」という。）」に改め、同条第２項中「前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては、当該事由に係る交通機関等、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長が定める月の末日にしたものとして得られる」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) １か月当たりの運賃等相当額等、条例第１４条第３項第２号に定める額及び同条第４項第１号に定める額の合計額（以下この条において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が１５万円以下であった場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　イに掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等、同号第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長が定める月の末日にしたものとして得られる額

イ　前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等に係る通勤手当の額

(2)　１か月当たりの通勤手当算出基礎額が１５万円を超えていた場合　１５万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、０）

第２９条の４第２項中「法第２８条第２項若しくは分限条例第２条の規定により休職にされ、法第５５条の２第１項ただし書に規定する許可を受け、地方自治法第２５２条の１７第１項若しくは派遣条例第２条第１項の規定により派遣され、法第２６条の５第１項の規定により自己啓発等休業をし、法第２６条の６第１項の規定により配偶者同行休業をし、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は法第２９条第１項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「派遣等となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合に」に、「又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第３項を削る。

第３６条第１項第３号中「もの」の次に「（期末手当及び勤勉手当（これらに準ずる給与を含む。）の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を次に掲げる者としての在職期間に通算することを認めているものに限る。）」を加える。

第３９条第１項第２号中「職員」の次に「（市長が別に定める者に限る。）」を加える。

第４４条第２項第６号中「週休日及び休日（次号において「週休日等」という。）」を「週休日等」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部改正）

２　大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和２年大和市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第８条を次のように改める。

（通勤手当相当額報酬の支給等）

第８条　会計年度任用職員に支給する通勤手当相当額報酬については、給与条例施行規則第６章の規定を準用する。この場合において、第２７条の２第１項第２号中「通勤２１回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあっては、１か月当たりの平均通勤所要回数分）」とあるのは「１か月の通勤所要回数分」と、第２８条の６第２項中「給料」とあるのは「翌月の大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和２年大和市規則第１２号）第３条に規定する報酬」と、第２９条第１項中「その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）」とあるのは「その事実の生じた日の属する月」と、第２９条の２第３項中「給与」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。

第９条第４条中「給与条例」を「大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２９年大和町条例第１号。以下「給与条例」という。）」に改める。